



新型コロナウイルスに関する緊急申し入れ

第二弾

日本共産党甲賀市議員団 甲賀市長と教育長に

日本共産党甲賀市議員団は7日、新型コロナ感染に関して、市長・教育長らに緊急の申し入れを行いました。さる3月18日の申し入れに続き第二弾。

この日の申し入れは、学校及び保育園・幼稚園の再開にむけて、学童保育、新型コロナによる暮らし・経済的な影響への対応、国・県への要望に関する4項目です。

(申し入れ全文は裏面。写真は西村教育長への申し入れ)

新型コロナ **24時間受付** 「なんでも電話相談」 077-564-1201

困りごと・ご相談は日本共産党議員、知り合いの黨員まで

下記はいずれも申請が必要です。詳しくは党議員までお問い合わせを

■税・料金の減免及び納税猶予

国保税・市民税及び保険料・保育料などの減免・猶予制度があります。新型コロナの影響で収入減となった場合。「条例」に基づき、申請をすれば可能。

- ◆原則1年間の猶予が認められます。
- ◆猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除。
- ◆財産の差し押さえや換価(売却・取立、現金化)が猶予。

■中小企業信用保険法第2条第6項の活用

新型コロナの影響により、資金繰りが大変な場合の保証として初めて創設されました。

- ◆指定期間は、2月1日～来年1月31日。
- ◆保証は100%。保証限度額は一般保証及びセーフティネットとは別で2億8000万円

■セーフティネット保証4号の認定

セーフティネット保証4号に全地域が指定されました。期間は2月18日～6月1日。

対象は、1年以上事業を継続。新型コロナによる影響で、最近一カ月の売り上げが前年同月比で20%減少、かつその後3か月間の売り上げが20%減少した場合。

- ◆保証は100%。保証限度額は、一般保証とは別で2億8000万円。
- ◆必要書類を揃えて、商工労政課へ。

■新型コロナの影響で休業や失業による生活資金の確保について

社会福祉協議会が主体となって、生活福祉資金貸付制度。今回その「特例貸付」。従来の低所得者に限定した制度を拡大されました。

- ◆休業の場合、貸付上限額10万円以内。据置1年、償還2年以内、無担保・無保証。
- ◆失業の場合、貸付上限額2人以上の場合は20万円/月、単身15万円/月、貸付期間は3か月以内。据置1年、償還10年以内、無担保無保証

「新型コロナ」に関する新たな措置

■要保護・準要保護世帯の学校給食費について

給食を実施しない場合、「返還された学校給食費は、福祉事務所への返還を求めないことに。

■文部科学省は、3月26日に、「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した学生等への支援等について」との事務連絡で、4人世帯で年収が380万円以下(住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯)の世帯の学生に、授業料・入学金の免除・減額とともに給付型奨学金を支給。2020年4月からのスタートですが、4月以降も申し込みができます。

■国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の保険料(税)、厚生年金保険料、電気・ガス・水道料金について、政府は各事業者に全国一律の支払い猶予を要請し、3月25日から申請受け付けが始まっています。日本共産党の清水忠史衆院議員などが国会で求めているものです。

7日に安倍首相は「緊急事態宣言」の発令、緊急経済対策も発表しました。この緊急経済対策は自粛要請に対する補償とはなっておらず、対象が狭く不公平な内容となっております。こうした中でも、現時点で暮らし、営業にいかせる制度を順次紹介します。

緊急対応、今使える制度の活用を

日本共産党

甲賀市議員団ニュース

2020年 4月 12日 第304号



山岡 光広
甲南町森尻 16
TEL 86-2985
Fax 86-0415



小西喜代次
信楽町勅旨 456
TEL 83-0765
Fax 83-0765



岡田 重美
土山町南土山甲 78-15
TEL 66-0696
Fax 66-0696